

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県後期高齢者医療広域連合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に関し、青森県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成20年青森県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに随意契約の相手方となる者についての必要な資格及び競争入札参加資格の停止等に関し必要な事項を定め、適正な契約の履行に資するものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当しないこと。
- (3) 青森県において建設工事、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格を有する者であること。

(随意契約の相手方の選定)

第3条 前条の規定は、随意契約の相手方の選定について準用する。

- 2 前項の場合において、特殊技術その他特別な理由により、前条に規定する要件のうち同条第3号の要件を満たす者を選定することが著しく困難なときは、当該要件を満たす者以外の者を選定することができる。

(競争入札参加資格停止期間等)

第4条 財務規則第61条及び第84条に規定する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときの広域連合長が定める競争入札に参加させない期間（以下「競争入札参加資格停止の期間」という。）又は随意契約の相手方としない期間は、別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる要件に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(競争入札等参加資格停止の期間の特例)

第5条 一の事案により別表各号に掲げる要件の二以上に該当したときは、当該要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間とする。

- 2 競争入札参加資格を停止する措置又は随意契約の相手方としない措置を受けた者が次の各号の

いずれかに該当することとなった場合における競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間は、別表各号及び前項の規定による期間の2倍（当初の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1） 別表各号の要件に係る競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間の満了後1箇年を経過するまでの間（競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間中を含む。）に、別表各号（第8号から第10号までを除く。）の要件に該当することとなったとき。

（2） 別表第11号から第14号までの措置要件に係る競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第11号から第14号までの要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)

3 広域連合長は、競争入札参加資格を停止する措置又は随意契約の相手方としない措置を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 広域連合長は、競争入札参加資格を停止する措置又は随意契約の相手方としない措置を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表各号及び第1項の規定による期間を超える期間を定める必要があるときは、競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間を当該期間の2倍（当該期間の2倍が36箇月を超えるときは、36箇月）まで延長することができる。

（独占禁止法等の不正行為に対する競争入札等参加資格停止の期間の特例）

第6条 競争入札参加資格を停止する措置又は随意契約の相手方としない措置を受けるべき者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保等に係る法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、競争入札参加資格停止の期間又は随意契約の相手方としない期間を加重するものとする。

（1） 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、事業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第12号又は第14号に該当したとき。

（2） 別表第11号から第14号までに該当する事業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する行為をいう。）若しくは談合（同条第2項に規定する行為をいう。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

（3） 別表第11号又は第12号に該当する事業者について独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

（4） 広域連合又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は

逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第11号又第12号に該当する事業者が悪質な事由があるとき。

#### 附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

別表 1 ( 第 4 条から第 6 条関係 )

( 建設工事契約に係る措置基準 )

要件	適用基準	期間
<p>( 過失による粗雑工事 )</p> <p>1 青森県後期高齢者医療広域連合と締結した請負契約に係る工事 ( 以下「広域連合発注工事」という。 ) の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき ( かしが軽微であると認められるときを除く。 )</p>	<p>補修により初期の目的を達成できないなど、その影響が重大である認められる場合</p> <p>会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて 1 割以上の補修を命ぜられた場合</p> <p>会計検査等の結果、文書による指摘を受けて 1 割未満の補修を命ぜられた場合</p> <p>その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>2 県内における工事で広域連合発注工事以外のもの ( 以下「一般工事」という。 ) の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>補修により初期の目的を達成できないなど、その影響が重大である認められる場合</p> <p>会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて 1 割以上の補修を命ぜられた場合</p> <p>会計検査等の結果、文書による指摘を受けて 1 割未満の補修を命ぜられた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>( 契約違反 )</p> <p>3 第 1 号に掲げる場合のほか、広域連合発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>請負人の事由による契約解除</p> <p>ア 契約に違反し、契約が解除された場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかった場合</p> <p>施工体制台帳等の提出など、必要な工事の報告を怠った場合</p> <p>監督・検査業務の執行を妨害した場合</p> <p>その他契約書、仕様書等に係る違反</p> <p>ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>2 週間</p>
<p>( 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 )</p> <p>4 広域連合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 ( 軽微なものを除く。 ) を与えたと認められるとき。</p>	<p>3 名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>3 名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>重傷者 ( 30 日以上の治療を要する負傷者をいう。以下同じ。 ) を生じさせた場合</p> <p>その他負傷者を生じさせた場合</p> <p>重大な損害を生じさせた場合</p> <p>その他損害を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p> <p>4 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>5 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>3 名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>3 名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>負傷者又は重大な損害を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>6 広域連合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>3名以上の死亡者を生じさせた場合  3名未満の死亡者を生じさせた場合  重傷者を生じさせた場合  その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月  2箇月  1箇月  2週間</p>
<p>7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>3名以上の死亡者を生じさせた場合  3名未満の死亡者を生じさせた場合  負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月  1箇月  2週間</p>
<p>(贈賄)</p> <p>8 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が広域連合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 事業者である個人又は事業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 事業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 事業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>12箇月</p> <p>刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>9箇月</p> <p>刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p> <p>6箇月</p>	<p>逮捕又は公訴を知ったときから</p> <p>12箇月</p> <p>9箇月</p> <p>6箇月</p>
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等  (2) 一般役員等  (3) 使用人</p>	<p>刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>9箇月</p> <p>刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>6箇月</p> <p>刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p> <p>3箇月</p>	<p>逮捕又は公訴を知ったときから</p> <p>9箇月</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>10 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等  (2) 一般役員等</p>	<p>刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>9箇月</p> <p>刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>3箇月</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9箇月</p> <p>3箇月</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕</p> <p>公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>16箇月</p> <p>12箇月</p>
<p>12 広域連合発注工事及び委託業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕</p> <p>ア 代表役員等の逮捕</p> <p>イ 一般役員等の逮捕</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>36箇月</p> <p>30箇月</p> <p>24箇月</p> <p>18箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>代表役員等の逮捕等</p> <p>一般役員等の逮捕等</p> <p>使用人の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>16箇月</p> <p>14箇月</p> <p>12箇月</p>
<p>14 広域連合発注工事及び委託業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>代表役員等の逮捕等</p> <p>一般役員等の逮捕等</p> <p>使用人の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>36箇月</p> <p>30箇月</p> <p>24箇月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>15 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>県内における建設業法違反</p> <p>ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ 監督処分(営業停止)がなされた場合</p> <p>ウ 監督処分(指示処分)がなされた場合</p> <p>県外における建設業法違反</p> <p>ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>イ 監督処分(営業停止)がなされた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>6箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>16 広域連合発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>監督処分(営業停止)がなされた場合</p> <p>監督処分(指示処分)がなされた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月</p> <p>4箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>広域連合発注工事における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(ア) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ その他法令違反があった場合</p> <p>ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>県内における不正又は不誠実な行為(広域連合発注工事及び委託業務における場合を除く。)</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(ア) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ その他法令違反があった場合</p> <p>県外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した事実が認められるなど、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められる場合</p> <p>ア 広域連合発注工事及び委託業務に関する場合</p> <p>イ 広域連合発注工事及び委託業務以外の業務に関する場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 箇月</p> <p>4 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 8 箇月</p> <p>1 2 箇月</p>
<p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當と認められるとき。</p>	<p>県内におけるもの</p> <p>ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>県外におけるもの</p> <p>ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>1 箇月</p>

別表2（第4条から第6条まで）

（物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る措置基準）

要件	適用基準	期間
<p>（過失による欠陥品の納入）</p> <p>1 青森県後期高齢者医療広域連合と締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（以下「広域連合発注物品等調達契約」という。）の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つたと認められるとき（かしが軽微であると認められる場合を除く。）</p>	<p>取替え、補修等によっても初期の目的を全く達成できないなど、その影響が重大であると認められる場合</p> <p>取替え、補修等によっても初期の目的を達成できないなど、その影響が大きいと認められる場合</p> <p>その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>2 県内における物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約で広域連合発注物品等調達契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つた場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>取替え、補修等によっても初期の目的を全く達成できないなど、その影響が重大であると認められる場合</p> <p>取替え、補修等によっても初期の目的を達成できないなど、その影響が大きいと認められる場合</p> <p>その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 第1号に掲げる場合のほか、広域連合発注物品等調達契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>契約の相手方の事由による契約解除</p> <p>ア 契約に違反し、契約が解除された場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>正当な理由がなく、期限内に契約を履行することができなかった場合</p> <p>必要な報告を怠った場合</p> <p>検査業務等の執行を妨害した場合</p> <p>その他契約書、仕様書等に係る違反</p> <p>ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>1箇月</p> <p>1箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>2週間</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>4 広域連合発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>3名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>3名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>重傷者を生じさせた場合</p> <p>その他負傷者を生じさせた場合</p> <p>重大な損害を生じさせた場合</p> <p>その他損害を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>4箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>1箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>5 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事項が重大であると認められるとき。</p>	<p>3名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>3名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>負傷者又は重大な損害を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故）</p> <p>6 広域連合発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>3名以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>3名未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>重傷者を生じさせた場合</p> <p>その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>2週間</p>

<p>7 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>3名以上の死亡者を生じさせた場合 3名未満の死亡者を生じさせた場合 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から  2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>(贈賄) 8 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が広域連合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 事業者である個人又は事業者である法人の代表者を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 事業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 事業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等  刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等  刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から  12箇月  9箇月  6箇月</p>
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から  9箇月 6箇月 3箇月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等</p>	<p>刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から  9箇月 3箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為) 11 業者に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>当該事実を知った日から  16箇月  12箇月</p>
<p>12 広域連合と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>当該事実を知った日から  36箇月 30箇月 24箇月 18箇月</p>

<p>(競売入札妨害又は談合) 13 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>代表役員等の逮捕等 一般役員等の逮捕 使用人の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1 6箇月 1 4箇月 1 2箇月</p>
<p>14 広域連合と締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>代表役員等の逮捕等 一般役員等の逮捕 使用人の逮捕等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2 4箇月 2 1箇月 1 8箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 15 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>広域連合と締結した契約における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約締結を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 県内における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 県外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等</p>	<p>当該認定をした日から 9 箇月 4 箇月 2 箇月 1 箇月 6 箇月 3 箇月 1 箇月 6 箇月 2 箇月</p>
<p>16 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>県内におけるもの ア 特に悪質及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 県外におけるもの ア 特に悪質及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合</p>	<p>当該認定をした日から 9 箇月 3 箇月 6 箇月 1 箇月</p>